



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

きりん通信 No.30

〒333-0831 埼玉県川口市石神 239-30
 TEL 048-452-4590 FAX 048-452-4509
 e-mail m.miyazawa@sr-kirin.jp
 URL <http://www.sr-kirin.jp/>

2
2018

きりん 人事労務
管理事務所

📌📌📌 労災保険率の改定など、労災保険制度の一部改正を実施

労災保険率の改定などを含む労災保険制度の改正案について、平成29年12月、所定の手続きを経て、労働政策審議会が「妥当」と答申しました。これを受けて、厚生労働省から労災保険制度の改正が決まったとのお知らせがありました。施行日は、平成30年4月1日です。改正される項目を確認しておきましょう。

平成30年4月1日施行の労災保険制度の一部改正の概要 <改正される項目>

- 労災保険率の改定
- 時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金を改称し拡充)
- 家事支援従事者に係る特別加入制度の加入対象の見直し
- 介護(補償)給付・介護料の最高限度額・最低保障額の改定 など



【主要な項目】

- 労災保険率の改定：労災保険率については、全業種平均で0.02ポイント引き下げられ「0.45%」となります。(業種別にみると、引き上げ=3業種、据置き=31業種、引き下げ=20業種)
 なお、特別加入保険料率や労務費率も改定の年にあたり、その改定が行われます。
- ☆労災保険率については、各業種の給付実績などを踏まえ、3年ごとに改定する仕組みになっていますが、全体的に労働災害が減っていることから、このように全業種平均で引き下げられることになりました。労災保険料は、企業が全額負担することになっていますが、この引き下げにより、企業全体で年間約1,311億円の負担減になるとのことです。

時間外労働等改善助成金(職場意識改善助成金を改称し拡充)

「時間外労働等改善助成金」は、現行の職場意識改善助成金を改称し拡充するものです。次のような内容から成ります。

- 時間外労働上限設定コース(拡充)
- 勤務間インターバル導入コース(拡充)
- 職場意識改善コース(拡充)
- 団体推進(新規)



☆このうち、最も予算が配分されているのは、「時間外労働上限設定コース」です。これは、時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主を対象として、「助成対象の経費(就業規則等の作成・変更費用、労務管理用機器等の導入・更新費用など)の4分の3」を助成するものです。

助成額には上限が設けられていますが、その上限額が最大で200万円まで引き上げられるケースもあります。現時点では、詳細までは明らかになっていませんので、明らかになった頃に改めて紹介させていただきます。

労働者の募集や求人申込みの制度が変更

平成 29 年の職業安定法の改正（平成 30 年 1 月施行分）により、労働者の募集や求人申込みの制度が変更されています。具体的には、次のような変更が実施されました。



労働者の募集や求人申込みの制度が変更の概要(平成 30 年 1 月～)

▼企業が、ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う際、当初明示した労働条件が変更される場合についても、変更内容の明示を義務付け

場面	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件(詳細は次ページ)を明示することが必要
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければならない ←今回の改正で新設 *面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要

平成 30 年度税制改正大綱を決定 所得税改革は高所得者を増税へ

自由民主党と公明党の両党は、平成 29 年 12 月中旬、「平成 30 年度税制改正大綱」を決定しました。

<焦点だった所得税改革は・・・>

- ・全納税者に適用する基礎控除を現在の 38 万円から 10 万円増やし、その一方で、会社員向けの給与所得控除を一律 10 万円減額し、控除額の上限も 220 万円から 195 万円に引き下げる。
- ・その結果、年収 850 万円を超える会社員は増税となるが、22 歳以下の子どもや介護が必要な家族がいる会社員は増税の対象外とする。

☆ 今後、この大綱に沿って、税制の改正法案が作成され、国会での審議を経て、改正が実現していくことになります。

ここで紹介した個人所得税関係の改正は、平成 32 年分の所得税から実施される予定ですが、その前年の平成 31 年 10 月からは消費税の増税（8%→10%）も予定されています。給与所得者などにとっては、厳しい増税が続くことになります。

安倍内閣総理大臣の年頭記者会見(平成 30 年 1 月 4 日)

- 本年、働き方改革に挑戦いたします。正規、非正規、雇用形態にかかわらず、昇給や研修、福利厚生など、不合理な待遇差を是正することで、多様な働き方を自由に選択できるようにします。長時間労働の上限規制を導入し、長時間労働の慣行を断ち切ります。ワーク・ライフ・バランスを確保し、誰もが働きやすい環境を整えてまいります。70 年に及ぶ労働基準法の歴史において、正に歴史的な大改革に挑戦する。今月召集する通常国会は、「働き方改革国会」であります。平成 31 年 4 月から、60 時間を超える残業時間は 1.5 倍の賃金となります。長時間労働が美徳化、日常化している企業は、思い切った改革が必要になるでしょう。

お仕事 カレンダー 2月



2/1	● 贈与税の申告と納付の開始(～3/15)
2/13	● 一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160 万円未満で、かつ 請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事 ● 1 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
2/16	● 所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告受付開始(～3/15)
2/28	● 1 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● じん肺健康診断実施状況報告書の提出 ● 固定資産税(都市計画税)第 4 期分の納付(市町村の指定日まで) ● 2017 年 12 月決算法人の確定申告と納税・2018 年 6 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

◆偉人の名言◆◆◆あらゆる「結果」は「原因」によってつくられる。◆◆◆

先月、名言探しで出会った「ジェームズ・アレン」。彼の有名な著書と紹介されていた「結果と原因の法則」という本を購入して読んでみました。シンプルですが奥が深いと感じます。少々逸れますが、「幸せ」とは「心の平穏」が重要だと思います。「幸せ」かどうかは、「物質」の状態だけでなく「心の状態」が鍵を握ります。社員のやる気を引き出すものも、「賃金」ではないもっと重大な要素があると思います。

先月に続き、18 世紀イギリスの哲学者 ジェームズ・アレンの言葉でした。